

競技注意事項

1. 規則について

本大会は、2025 年度日本陸上競技連盟規則・駅伝競走規準並びに本大会規定により行う。

2. 選手の登録と変更について

- (1) 11 月 2 日(日)13 時までにオーダー提出。提出後のオーダー変更は原則として認めない。
- (2) 監督会議終了後、競技者が故障・病気等のため出場できなくなった場合は、補欠をその区間の交替として起用する。この場合、医師の診断書またはそれに代わる証明書を添え、大会当日の 7 時 30 分までに大会総務(佐伯中央病院陸上競技場内)に届け出て承認(許可)を得ること。

3. アスリートビブス(ナンバーカード)・タスキについて

- (1) アスリートビブス・タスキは、大会前日の監督会議時に配布する。
- (2) アスリートビブスは折り曲げずに胸および背に付けること。(1人 2 枚配布)

※ 計測チップは、タスキ受け渡し後、すぐに主催者が回収する。

4. ADカードについて

- (1) AD カードは、監督会議時に必要枚数分だけ渡す。(最大 20 枚)
- (2) AD コントロールは、「佐伯中央病院陸上競技場」及び「佐伯市屋内運動広場」で使用する。

5. 受付・招集(点呼)について

- (1) 11 月 3 日(月・祝)午前 8 時～8 時 10 分まで、佐伯中央病院陸上競技場玄関前でチーム受付をする。
- (2) 各区间走者の招集所は出発点並びに佐伯市屋内運動公園広場に設ける。
- (3) 点呼の際は胸と背にアスリートビブスを付けたユニフォームを持参すること。
- (4) 各点呼の時間は次のとおりとする。注:1回のみ

出発・中継所・決勝		第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	第 5 区	第 6 区	第 7 区
点呼場所		スタート 地点付近	佐伯市屋内 運動広場前	佐伯市屋内 運動広場前	佐伯市屋内 運動広場前	佐伯市屋内 運動広場前	佐伯市屋内 運動広場前	佐伯市屋内 運動広場前
招集・点呼	開始時刻	8:40	9:16	10:10	10:43	11:00	11:46	12:19
	終了時刻	8:50	9:26	10:20	10:53	11:10	11:56	12:29
先頭出発時刻		9:00	9:36	10:30	11:03	11:20	12:06	12:39

6. 競技について

- (1) 走者はいかなる場合でも道路の中心線より右側に出てはならない。ただし、特別に設ける走行帯については、現場の警察官、競技役員の指示に従うこと。右折交差点等では誘導ライン(ロードコーン)より右側に出てはならない。走行については警察官・競技役員・交通警備等の指示に従うこと。

- (2) 引き継ぎにはタスキを用い、タスキは肩から脇の下へ斜めにかけて走るものとする。ただし、引き継ぎ前約 100m 引き継ぎ後約 50m は手に持って走ってもよいが、できるだけ早く肩にかけること。
- (3) タスキの引き継ぎは、進行方向 20m の引き継ぎゾーンで行い、手から手へ確実に受け渡すこと。なお、タスキを引き継ぐ走者は競走時間帯になったら競技役員の指示で待機場所に入り、走者が近づいたら中継線より前方に位置すること。
- 中継所では、中継所審判の指示に従い行動すること。(計測トラブルとなります。)
- (4) タスキを渡し終わった走者は、他の競技者の妨害とならないよう速やかに左側(走路外)に出ること。
- (5) 第1区の走者の出発について
- ア. 出発時のコース順は走る方向に向かって左よりアスリートビブス順とする。
- イ. 出発の要領は次のとおりとする。
- 第1区走者は、3 分前にスタート地点に集合し、1 分前にスタートライン手前に順番どおり整列する。30 秒前のアナウンスでスタートラインに付く。
- 走者は 10 秒前のアナウンスと同時に、スターターの「オン・ユア・マーク」の号令で、スタートラインで停止し、ピストルの合図でスタートする。
- 「不発」の場合もピストルの「カチッ」という音によりスタートすること。
- (6) レース中に走者が不慮の事故のため競技を中止した場合は、当該チームのその区間の競技を無効とし、審判長の指示により次の走区から次走者を出発させる。この場合の出発時期は、最終順位の走者から1分後としオープン参加として扱う。総合記録は認められないが、無効となった区間以外の区間記録は認める。
- (7) 審判長の判断によりやむを得ない場合は、繰り上げを行うことがある。各区間において先頭より 10 分遅れた場合をその対象とする。
- (8) 各区間とも中間点は白線 2 本、あと1km 地点は白線1本で標示する。
- (9) レース中に生じた事故については、救急医療のみ主催者側が行う。
- (10) レース中緊急車両等の走行を優先する。
- ア 緊急車両が前方、または後方から走行してきた場合は、選手は道路の左端に寄って走行する。
- イ 緊急車両が走行する道路を横断する場合は、選手はその場所に一時停止する。最寄りの警察官や競技役員の指示に従う事。
- ウ 警察官や審判員がいない場合でも、選手は一時停止し緊急車両の進行を妨げてはならない。
- エ 一時停止した場合のロスタイムは、考慮しないものとする。

7. 大会交通対策について

- (1) 大会関係車両以外の車両はレースの中に入ることを禁ずる。
- (2) 競技に使用する随行車は駅伝競走規準を厳守すること。
- (3) 道路使用についての厳守事項
- ア. 走者は道路中心線より右側に出てはならない。ただし、特別設ける走行帯については、現場の警察官、競技役員の指示に従うこと。右折交差点等では誘導ライン(ロードコーン)より右側に出てはならない。

- イ. 監察車は出さない。
 - ウ. 中継所付近に駐停車してはならない。基本、走路となる路上や周辺住民の迷惑となるような駐車は許可しない。
 - エ. 緊急時などには、付近の警察官、パトカーまたは白バイの指示に従う。
 - オ. 応援のための伴走車等を見かけたら注意をすること。(競技役員)
 - カ. 第4区では、一旦、本部車は車列より離脱する。
 - キ. 各チームの指導者は、選手の安全走行に万全の注意を払うこと。
- (4) 自主整理員
- 交通整理が必要な地点に自主整理員を配置する。

8.その他

- (1) 応援者および関係者は中継所付近・コース周辺の民家、企業等に迷惑のかからないように十分注意すること。(違法駐車・ゴミの放置など)
- (2) ウォーミングアップは競技場及び中継所横の広場(約 300m/周)で行い、周辺車道上では行わない。また、歩道でのウォーミングアップも行わない。